



January 2023 | No. 2

## 台湾チップ法案による租税優遇の追加 立法院にて「産業革新条例」第10条の2が可決

近年、世界の主要国は次々と重要産業の発展奨励措置を推進しています。例えば米国のCHIPS法、日本の半導体復興計画、又は韓国のK半導体戦略等です。立法院ではこの傾向に合わせ、行政院より提出された《産業革新条例》第10条の2及び第72条の改正草案(JP News No.1)を1月7日付で可決しました。また、国内で技術革新を行い、かつ国際サプライチェーンの重要な地位にある会社に対して、研究開発支出の投資税額控除(控除率25%)及び機器設備支出の投資税額控除(控除率5%)の租税優遇を追加で提供します。要点は以下の通りです。

### 適用対象

国内で技術革新を行い、かつ国際サプライチェーンの重要な地位にある会社。適用上、産業分類に制限はない。

### 適用要件

#### 一. 研究開発の規模及び割合が一定規模に達する

同一課税年度の研究開発費及び営業収益純額に占める研究開発費の割合が一定規模に達する。また機器設備の購入に係る投資税額控除の適用は、同一課税年度に購入した先進機器設備が一定規模に達しなければならない。

#### 二. 実効税率に関する規定

1. 実効税率 = (納付すべき税額 - 海外納付済税額 - 中国納付済税額 - 本条例及びその他の法律の規定による投資控除税額) ÷ 年間所得額 × 100%
2. 2023年度の実効税率: 12%
3. 2024年度以降: 15%

但し、2024年度は国際間で実施されるグローバルミニマム課税の状況を考慮し、行政院の査定で12%に調整される。

#### 三. 環境保護、労働者又は食品安全衛生に関する法律に違反しない

直近3年以内において環境保護、労働者又は食品安全衛生に関する法律に違反しない、及び事情が重大である状況がない。

#### 投資税額控除規定

産業革新条例は当初「研究開発」及び「スマート機械、5G関連のハードウェア、ソフトウェア、情報通信セキュリティ製品或いはサービス」への投資税額控除を対象としていました。今回新たに追加された産業革新条例第10条の2の租税優遇と既存の投資税額控除率及び控除方法との比較は次ページの通りです。

## 1. 研究開発支出に係る投資税額控除

適用内容	研究開発支出に係る投資税額控除	展望性のある革新研究開発支出に係る投資税額控除
条文	第10条	第10条の2
控除方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付すべき営利事業所得税額から、当年度の支出金額の15%、又は当年度から3年間にわたって10%を控除することができる。</li> <li>当年度の納付すべき営利事業所得税額の30%を上限とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営利事業所得税額から、当年度の支出金額の25%を控除することができる。</li> <li>当年度の納付すべき営利事業所得税額の30%を上限とする。</li> <li>その他の投資控除を併せて適用する場合、50%を限度とする。但し、最終控除可能年度においては制限されない。</li> </ul>

## 2. 自社で使用する新規機器設備支出に係る投資税額控除

適用内容	スマート機械、5G関連のハードウェア、ソフトウェア、情報通信セキュリティ製品或いはサービス	先進製造工程向けの機器又は設備
条文	第10条の1	第10条の2
控除方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の支出額がNT\$100万以上、NT\$10億以下</li> <li>納付すべき営利事業所得税額からの控除可能額: 当年度の支出金額の5%、又は3年間にわたって3%を控除することができる。</li> <li>当年度の納付すべき営利事業所得税額の30%を上限とする。</li> <li>その他の投資控除を併せて適用する場合、50%を限度とする。但し、最終控除可能年度においては制限されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付すべき営利事業所得税額からの控除可能額: 当年度の支出額の5%を控除することができる。</li> <li>当年度の納付すべき営利事業所得税額の30%を上限とする。</li> <li>その他の投資控除を併せて適用する場合、50%を限度とする。但し、最終控除可能年度においては制限されない。</li> </ul>

### 租税優遇の重複適用不可

- **重複適用不可**: 例えば、第10条の2に該当する研究開発支出は、本法第10条、第12条の1及びその他の法律が研究開発を奨励する目的で提供する所得税減免優遇を重複して適用することはできません。
- **分割適用不可**: 例えば、購入した機器設備のうち、先進製造工程に適合する機器設備について第10条の2第2項の適用を申請し、「先進製造工程」に適合しないが、第10条の1の適用範囲に適合するその他の機器設備について第10条の1の適用を申請することはできません。いずれか1つを選択し申請する必要があります。

- **その他重複適用できない投資税額控除規定**: 例えば、バイオ医薬産業発展条例第5条及び第6条、民間の公共建設への参与促進法第37条、民間の交通建設への参与促進条例第29条、資源回収再利用法第23条と新市鎮開発条例第14条及び第24条等。

### 施行期間

2023年1月1日から2029年12月31日まで

## KPMG Observations KPMGの見解

今回新たに追加された産業革新条例第10条の2の適用対象は産業分類に制限されず、国内で技術革新を行い、かつ国際サプライチェーンの重要な地位にある会社であれば、発展性のある革新的研究開発に係る支出及び先進機器設備の購入に関する投資について要件を満たす場合、適用を申請することが出来ます。但し、以下に注意する必要があります。

- 一. 本租税優遇は、研究費用及び研究開発の割合が一定規模に達し、かつ実効税率が一定比率に達する場合、適用することができます。また、投資控除の適用範囲、規模の要件、申請手続等の事項は経済部が財政部と共同で決定します。
- 二. 実効税率が一定比率を下回らないことが適用要件の一つであるのは、国際間で実施されるグローバルミニマム課税の状況を考慮しています。その立法の本来の目的は、台湾が投資税額控除の奨励を与えた後、実効税率がグローバルミニマム課税税率を下回り、その差額について他国政府でグローバルミニマム課税を追徴され、租税減免の実益を失うことを回避するためです。よって、当該実効税率は将来、国際間で実施されるグローバルミニマム課税税率の増減に合わせて調整されます。
- 三. 当該租税優遇は本条例又はその他の法律に規定する所得税優遇と重複して適用することは出来ないため、企業は関連する制限条例を評価し、自社に対して最適な優遇を選択して適用する必要があります。

作者

パートナー 黄彦賓

副総経理 施淑惠



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市110615信義區  
信義路5段7號68樓

T +886 2 8101 6666 (代表)  
F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市300091  
科學園區展業一路11號

T +886 3 579 9955  
F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市700002中西區  
民生路2段279號16樓

T +886 6 211 9988  
F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市407059西屯區  
文心路二段201號7樓

T +886 4 2415 9168  
F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市801647前金區  
中正四路211號12樓の6

T +886 7 213 0888  
F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

#### 李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 16592  
E jasonko1@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 06195  
E kojitomon@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給與計算等

#### 蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 00584  
E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 內線 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 內線 : 19065  
E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

#### 平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線 : 19794  
E thirano1@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2023 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富 統括 / KPMG台湾

